



PRESS RELEASE



令和8年7月10日

神崎市建設工事等入札参加資格者の指名停止を行います

「神崎市建設工事等に係る指名停止等の措置要領」により、下記のとおり指名停止を行います。

記

1. 対象業者、登録業種

対象業者：前田建設工業株式会社 代表取締役社長 前田 操治
(東京都千代田区富士見二丁目10番2号)

市の登録：前田建設工業株式会社 九州支店 執行役員支店長 塚本 修史
(福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目14番1号)

登録業種：建設工事

2. 指名停止の理由

対象業者の九州支店社員は、八代市が発注した八代市庁舎建設工事の入札に関し、八代市議らに対し、贈賄行為を行った。なお、前田建設工業株式会社九州支店社員の贈賄行為については、公訴時効が成立している。

3. 指名停止期間

「神崎市建設工事等に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため、停止期間は、1か月以上9か月以内の範囲内で措置する。

また、「神崎市建設工事等に係る指名停止等の措置基準」第3条第1項により1か月とする。

指名停止期間：令和8年7月10日～令和8年8月9日(1か月)

4. 令和5・6・7年度市発注実績

令和5年度 実績なし

令和6年度 実績なし

令和7年度 実績なし

本件に関する問合せ先

神崎市役所 総務企画部
財政課 契約管財係
直通：0952-37-0101
mail: zaisei@city.kanzaki.lg.jp

▼神崎市HP

